

# 1 収入金額等

令和5年1月1日から令和5年12月31日まで(令和5年中)の収入金額等を記入してください。収入金額等とは、必要経費を差し引く前の金額です。

種類	主な内容
営業等	小売、製造、自動車整備、飲食、理髪、外交員、大工、左官等
農業	農作物の生産、果樹等の栽培
不動産	貸家、貸事務所、貸駐車場、貸土地等
利子	国外で支払われる預金等の利子等
配当	法人から受ける剰余金の配当、公募株式等証券投資信託の収益の分配等
給与	給料、賃金、賞与、アルバイト、パート収入等
専従者給与	親族である個人事業主から支払を受けた給与
雑公的年金等	日本年金機構等から支払を受けた年金(ただし、遺族年金や障害年金等の非課税年金を除く。)
雑業務	給与以外の反復継続性のある業務に係る収入
雑その他	生命保険の年金(個人年金保険)等
総合譲渡短	土地建物等以外の資産の譲渡で、保有期間が5年以下の場合
総合譲渡長	土地建物等以外の資産の譲渡で、保有期間が5年を超える場合
一時	満期保険金、満期返戻金、懸賞当せん金品等

# 2 所得金額

所得金額とは、左記の収入金額等から必要経費を差し引いた後の金額です。

種類	所得算出に必要な書類等	備考
営業等	収支内訳書、収入計算書、経費計算書	裏面も記入
農業	収支内訳書又は農業所得計算書	裏面も記入
不動産	収支内訳書	裏面も記入
利子	利子に関する明細書	
配当	配当に関する明細書	裏面も記入
給与	源泉徴収票、給与明細書等	裏面も記入
専従者給与	源泉徴収票、給与明細書等	裏面も記入
雑公的年金等	日本年金機構等からの源泉徴収票(ハガキ)等	
雑業務	源泉徴収票、収入明細、経費明細等	裏面も記入
雑その他	源泉徴収票、収入明細、経費明細等	裏面も記入
総合譲渡短	取得価格を証する書類、売買契約書等	裏面も記入
総合譲渡長	取得価格を証する書類、売買契約書等	裏面も記入
一時	満期金支払明細書等	裏面も記入

## ◆給与所得・公的年金等(雑所得)の計算表

給与収入(A)	給与所得	公的年金収入(C)	雑所得				
			公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額				
			1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超		
～ 550,999	0	円	昭和34年1月2日以後に生まれた65歳未満の方				
551,000～1,618,999	(A)－550,000	円	～1,299,999	(C)－600,000	(C)－500,000	(C)－400,000	円
1,619,000～1,619,999	1,069,000	円	1,300,000～4,099,999	(C)×0.75－275,000	(C)×0.75－175,000	(C)×0.75－75,000	円
1,620,000～1,621,999	1,070,000	円	4,100,000～7,699,999	(C)×0.85－685,000	(C)×0.85－585,000	(C)×0.85－485,000	円
1,622,000～1,623,999	1,072,000	円	7,700,000～9,999,999	(C)×0.95－1,455,000	(C)×0.95－1,355,000	(C)×0.95－1,255,000	円
1,624,000～1,627,999	1,074,000	円	10,000,000～	(C)－1,955,000	(C)－1,855,000	(C)－1,755,000	円
1,628,000～1,799,999	(B)×2.4+100,000	円	昭和34年1月1日以前に生まれた65歳以上の方				
1,800,000～3,599,999	(B)×2.8－80,000	円	～3,299,999	(C)－1,100,000	(C)－1,000,000	(C)－900,000	円
3,600,000～6,599,999	(B)×3.2－440,000	円	3,300,000～4,099,999	(C)×0.75－275,000	(C)×0.75－175,000	(C)×0.75－75,000	円
6,600,000～8,499,999	(A)×0.9－1,100,000	円	4,100,000～7,699,999	(C)×0.85－685,000	(C)×0.85－585,000	(C)×0.85－485,000	円
8,500,000～	(A)－1,950,000	円	7,700,000～9,999,999	(C)×0.95－1,455,000	(C)×0.95－1,355,000	(C)×0.95－1,255,000	円
(B) = (A) ÷ 4(千円未満切捨)		円	10,000,000～	(C)－1,955,000	(C)－1,855,000	(C)－1,755,000	円

**⑦医療費控除**

(従来)  
あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために令和5年中に支払った医療費がある場合、次の金額。  
※控除限度額は200万円。(「医療費控除の明細書」を添付してください)  
(支払った医療費の総額)－(保険金等で補てんされる金額)－(総所得金額等の5%又は10万円のいずれか少ない方の額)  
※控除を受けるための手続き  
申告書を提出する際に、「医療費控除の明細書」を添付する必要があります(注1)。医療費の領収書について、申告書を提出する際に添付・提示は必要ありませんが、明細書の記入内容を確認するために申告期限の翌日から起算して5年を経過する日までの間、役場から医療費の領収書(医療費通知(注2)に係るものを除きます。)の提示又は提出を求める場合があります。  
なお、医療保険者や審査支払機関から交付を受けた医療費通知(注2)がある場合は、医療費通知を添付することによって明細書の記入を省略することができます。  
(注1)令和3年度より医療費の領収書の添付又は提示による控除の適用はできなくなりました。同封しております医療費控除の明細書を作成し、添付してください。  
(注2)医療費通知とは、医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次のすべての事項の記載があるもの(後期高齢者医療広域連合から発行された書類の場合は③を除く。)及びインターネットを使用して医療保険者から通知を受けた医療費通知情報でその医療保険者の電子署名並びにその電子署名に係る電子証明が付与されたものをいいます。  
①被保険者等の氏名・②療養を受けた年月・③療養を受けた者・④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称  
⑤被保険者等が支払った医療費の額・⑥保険者等の名称

(特例)セルフメディケーション税制  
健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組(人間ドックや各種健診等)を行っている方が、令和5年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために購入した「スイッチOTC医薬品」の購入費用が年間12,000円を超える場合、次の金額。  
(スイッチOTC医薬品購入費用)－(保険金等で補てんされる金額)－12,000円 ※控除限度額88,000円。  
※控除を受けるための手続き(下記の書類の添付してください)  
●セルフメディケーション税制の明細書  
●一定の取組を行ったことを明らかにする書類  
①氏名・②取組を行った年・③取組に係る事業を行った保険者、事業主若しくは市区町村の名称又は取組に係る診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名の記載があるものに限ります。  
※申告書表面の「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

医療費控除、セルフメディケーション税制の明細書は税務課の窓口で配布しています。  
また、町ホームページからもダウンロードできます。